

生物多様性の危機

人間活動や開発による危機
生物の過剰な採取・乱獲、開発などによる生息・生育環境の破壊



絶滅が危惧されるヒヌマイトトンボ

人間活動の縮小による危機
薪炭利用や採草などの管理の減少、哺乳類の分布域の拡大



シカによる食害

人間により持ち込まれたものによる危機
外来種による生態系の攪乱



アレチウリの繁茂

地域の特性に応じた保全活動の必要性

それぞれの地域には特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成しています。生物多様性を保全し、魅力的な地域づくりを進めて行くためには、こうした自然的・社会的な条件に応じた取り組みが必要です。

すでに日本各地で、様々な立場の人々が協力しあって地域特性を活かした取り組みを実践しており、こうした取り組みのより一層の広がりが期待されています。

生物多様性に関する動向と社会的関心の高まり

- | | |
|-------|---------------------------|
| 1993年 | 生物多様性条約の締結 |
| 1995年 | 生物多様性国家戦略の策定 |
| 2008年 | 生物多様性基本法の制定 |
| 2010年 | 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催 |
| 2012年 | 生物多様性国家戦略2012-2020 |



生物多様性条約COP10(名古屋市)

COP10では「戦略計画2011-2020(愛知目標)」「民間参画の推進」「自治体の取組の強化」等が合意されました。

地域における多様な主体の有機的な連携による
生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

生物多様性地域連携促進法*

公布：平成22年12月10日 施行：平成23年10月1日

*正式名称：地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律



「生物多様性地域連携促進法」とは

「生物多様性地域連携促進法」は、様々な立場の人々が互いに連携し、生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的として制定されました。

法律では、地域連携保全活動に関する「基本方針」の作成（国）や活動計画の作成（市町村等）、計画に基づく活動に適用される特例措置のほか、協議会や支援センターの設置などについて定められています。



「地域連携保全活動」とは

地域の自然的・社会的な条件に応じて、地方公共団体やNPO等の民間の団体、地域住民、農林漁業者、企業、専門家など地域の様々な関係者が連携して行う生物多様性の保全のための活動のことです。

こうした活動を通じて、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、そして地域の活力が生まれ、生物多様性の保全だけでなく、少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越えるきっかけとなることも期待されています。



地域連携保全活動の意義（「基本方針」より）

地域の特性に応じた活動が行われると…

- 地域の生物多様性の保全が強化されます。
- 生態系サービス*を持続的に利用し、安全で豊かな暮らしを守り、引き継ぐことにつながります。

活動が地域に根ざすことで…

- 地域の個性を再認識する機会が得られ、地域コミュニティが再構築され、地域の活力につながります。
- バイオマスなどの地域資源を活用した新たな産業の創出や都市住民・企業との連携を通じた都市と農山漁村との交流の促進など、新しい地域づくりの取り組みが進みます。

自然の中での活動や様々な関係者との協働を通じて…

- 精神の安定や健康の増進が図られます。
- 新たな交流や価値観が生まれ、子どもたちをはじめ、活動の参加者に豊かな感性が育まれます。

*生態系サービス：人間が生存するために必要な、生態系が提供する食料・水・気候の安定などの便益。

各主体に期待される役割

市町村

地域連携保全活動を促進する中心的かつ積極的な役割と、活動を円滑に進めていくコーディネーターとして、様々な関係者との連携・調整、合意形成を図る役割が期待されます。

農林漁業者

風土に根ざした生業を通じて身につけた地域の自然に関する豊富な知識を活かし、現場での技術的協力や指導を行う役割や、土地の所有者や管理者としての役割が期待されます。

NPO・NGO等

活動計画の作成段階から実施、モニタリング調査に至るまでの積極的な関わりや、活動の実施面における中心的な役割が期待されます。

地域住民

町内会や学校などが積極的に参加・協力することで、土地所有者など関係者との調整、担い手の育成などが図られます。また、地域の暮らしの知恵や伝統等を活かす役割が期待されます。

企業等の事業者

市町村等と連携しながら活動計画の作成段階から実施まで積極的な関わりや、社員の参加、専門的な技術や企業の視点からのアイデアの提供、所有地での活動の実施等の様々な役割が期待されます。

大学、博物館、専門家等

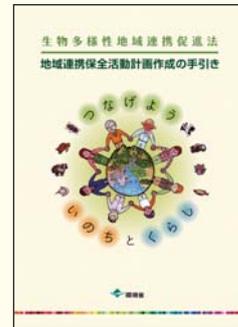
情報の収集・整理、科学的知見に基づく助言、活動を通じた環境教育など、専門的な知識を活かした役割が期待されます。

法律の概要(続き)

「地域連携保全活動計画」とは

市町村は、国が策定した「基本方針」に基づき、地域連携保全活動に取り組むための実行計画である「地域連携保全活動計画」を作成することができます。活動計画の作成を通じて、自然公園法等の特例措置が受けられるほか、多様な主体の連携の下、地域の特性を踏まえた、総合的かつ一体的な活動の実施が促進されます。

活動を行おうとする地域の市民団体（活動団体）などが、市町村に対して、地域連携保全活動計画の案の作成を提案することもでき、市町村と活動団体等が相互に協力しながら、共に計画を作り上げていくことが重要です。



手引きのダウンロードはこちらから▶▶▶ https://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/tebiki.html

地域連携保全活動計画をつくりましょう

① 活動計画は誰が作るの？

- ✓ 市町村が、単独または他の市町村と共同で作ります。

活動を行おうとするNPOや地域の団体などは、活動予定地域の市町村に地域連携保全活動計画の案を提案することができます。

② 活動計画には何を書けばいいの？

- ✓ 活動計画は国が策定した「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」に基づいて作成します。
- ✓ 区域、目標、活動団体毎の活動内容（いつ、どこで、何を）、国または都道府県との連携事項、計画期間に関することを書いて下さい。

③ 特例措置に関する手続きとは？

- ✓ 活動予定場所や活動内容が特例措置の対象となる場合は、あらかじめ、国または都道府県知事に協議などを行うことにより、特例措置を受けることができます。

特例措置の手続きを行うと、毎回必要だった許認可手続きが、計画に基づいた活動を行う限り必要でなくなります。

④ 他の計画や農林漁業との調和・整合を図ろう

- ✓ 生物多様性地域戦略や市町村森林整備計画などの関連する計画や農林漁業などの生産活動との調和・整合を図ります。

⑤ 活動計画を公表しよう

- ✓ 市町村は、活動計画を作成したら速やかに公表します。

作成した計画が公表されることで、活動の周知が図られ、新たな参加者や支援を生むことにつながります。

特例措置の手続きを行うと、活動計画に基づく活動については、以下の法律に基づく許可や届出などの手続きの一部が不要となります。

保全活動への 特例措置

- 自然公園法
- 自然環境保全法
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 都市緑地法
- 森林法





「地域連携保全活動協議会」とは



市町村は、活動計画の作成や実施のための協議・調整を行うため、協議会を組織することができます。

協議会は、活動計画を作成しようとする市町村、NPO等の活動主体、地域連携保全活動支援センター、地域住民、学識経験者、関係行政機関などで構成され、関係者間の合意形成等を図る場として活用でき、活動を効果的・効率的に進めていく上で有効です。

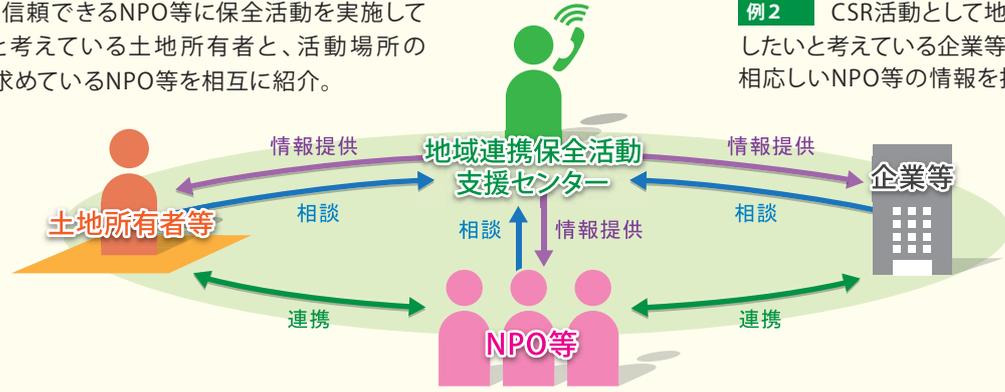
● 地域連携保全活動支援センター

地方公共団体、主に都道府県(や政令指定都市)には、関係者間の連携・協力のあっせん、専門家の紹介などにより地域連携保全活動を支援する拠点として、地域連携保全活動支援センターの設置が期待されています。必ずしも新たに施設や組織をつくる必要はなく、地方公共団体の既存組織が支援センターとしての役割を担うことも可能です。また、NPO等との連携や、ウェブサイトによるサービス提供など様々な方法で支援センターの機能を確保することが考えられます。

■ 地域連携保全活動支援センターの役割の例

例1 信頼できるNPO等に保全活動を実施して欲しいと考えている土地所有者と、活動場所の提供を求めているNPO等を相互に紹介。

例2 CSR活動として地域の保全活動に支援したいと考えている企業等に対し、支援先として相応しいNPO等の情報を提供。



地域連携保全活動への国等の支援

国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供や助言などの必要な援助を行います。環境省では、地域における先進的・効果的な生物多様性の保全のための活動に対して、必要な経費の一部を国が交付しています。

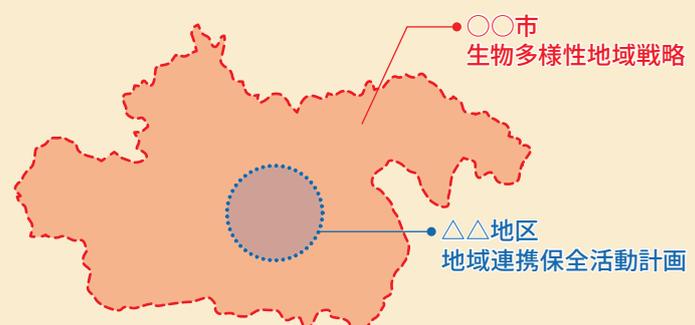
また、国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターは、活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力します。



▶ 「生物多様性地域戦略」と「地域連携保全活動計画」の関係

生物多様性基本法に基づく**生物多様性地域戦略は、基本的に都道府県及び市町村の区域全体を対象とした、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針を示すものです。**一方で、**地域連携保全活動計画は、主に特定の活動実施場所を対象とし、活動団体毎にいつ、どこで、何をするのかを具体的に示した実行計画となるものです。**

▼ 生物多様性地域戦略と地域連携保全活動計画の違い(計画区域のイメージ)



地域連携保全活動の例

地域生物多様性保全活動支援事業を活用して「地域連携保全活動計画」を作成している自

世界農業遺産「能登の里山里海」保全活動

石川県珠洲市

活動の概要

珠洲市では、2011年に「能登の里山里海」が世界農業遺産 (GIAHS) に認定され、この豊かな里山里海を将来に引き継ぐため、多様な主体の連携により、ため池や棚田、アカマツ林などの生物多様性と景観の保全に取り組んでいます。

特徴

- ・市内のNPO法人が主体となり、市内製炭業者をはじめ多様な団体と「茶道用のお茶炭」となるクヌギの植林活動を持続的に展開
- ・里山里海応援基金や珠洲市版エコポイント（自然共生ポイント）を設けるなど、市が社会経済的な仕組みを提供

連携している主体

NPO、農林水産業、商工会議所、地域住民、企業、民間団体、大学、県、市



「おらっちゃんの森づくり運動」で毎年約500本のクヌギの木を植樹

「宇部方式」による生物多様性保全

山口県宇部市

活動の概要

宇部市では、市民の暮らしを支える水を湛える、自然環境豊かな小野湖周辺において、都市部との交流促進による里地里山再生の担い手育成のほか、地域ブランドの創出など自然の恵みを賢く利用する工夫や、保全活動に取り組んでいます。

特徴

- ・多様なニーズのコーディネートや情報共有・発信を行うため、宇部方式(産官学民の協働)による「宇部市生物多様性応援団」を組織
- ・課題や現状を踏まえて重点的に取り組む必要のある事項を「3つの重点プロジェクト」と位置付け、目標指標の達成を目指す

連携している主体

NPO、農林業、地域住民、企業、大学、県、市



市民が参加・体験するお茶祭り



治体の取り組み事例を紹介します。

後志地域の広域連携による生物多様性保全

北海道後志地域

活動の概要

北海道後志地域では、自然の恵みに支えられた持続可能な地域づくりの連携・協働の場として、14町村・1民間団体が構成する協議会を発足させました。現在、イトウなどの希少種保全をはじめ、各町村の共通課題となりつつあるエゾシカや磯焼けへの対応、オオハングソウ駆除等について、地域経済の活性化にもつながる取り組みの具体化を進めています。

特徴

- ・山梨県とほぼ同面積(約4,300km²)の広大な面積を対象とした、複数自治体による広域連携

連携している主体

後志地域15市町村2団体(黒松内町が事務局)、民間団体、農林水産業等



地域連携保全活動の場となる農地

産学官連携による「生き物の里」づくり活動

神奈川県秦野市

活動の概要

秦野市では、豊かな里山環境を取り戻すため、里地里山を積極的に取り入れたライフスタイルの確立を目指し、地域づくりの視点を基本に地域住民を中心とした企業、大学等との連携による保全活動を促進しています。

特徴

- ・各地域の活動団体が集まり運営協議会が組織され、30以上の団体が活動
- ・行政が企業や大学の参画をサポートし、地域住民も含めた連携体制を構築
- ・参画している企業が自社の技術開発等にも活用

連携している主体

市民団体(38団体)、農林水産業、企業、大学、市



小学生が参加する生き物調査

都市近郊の市民協働による里山の維持再生

京都府木津川市

活動の概要

木津川市では、過去に開発事業が中止された地域に残る豊かな里山を「里山の維持再生ゾーン」として設定し、多様な主体の参画による里地里山の保全活動に取り組んでいます。

特徴

- ・事業中止後の学研都市の土地利用計画と連携
- ・ニュータウンに近いメリットを活かし、住民参加型の里地里山保全活動を実施

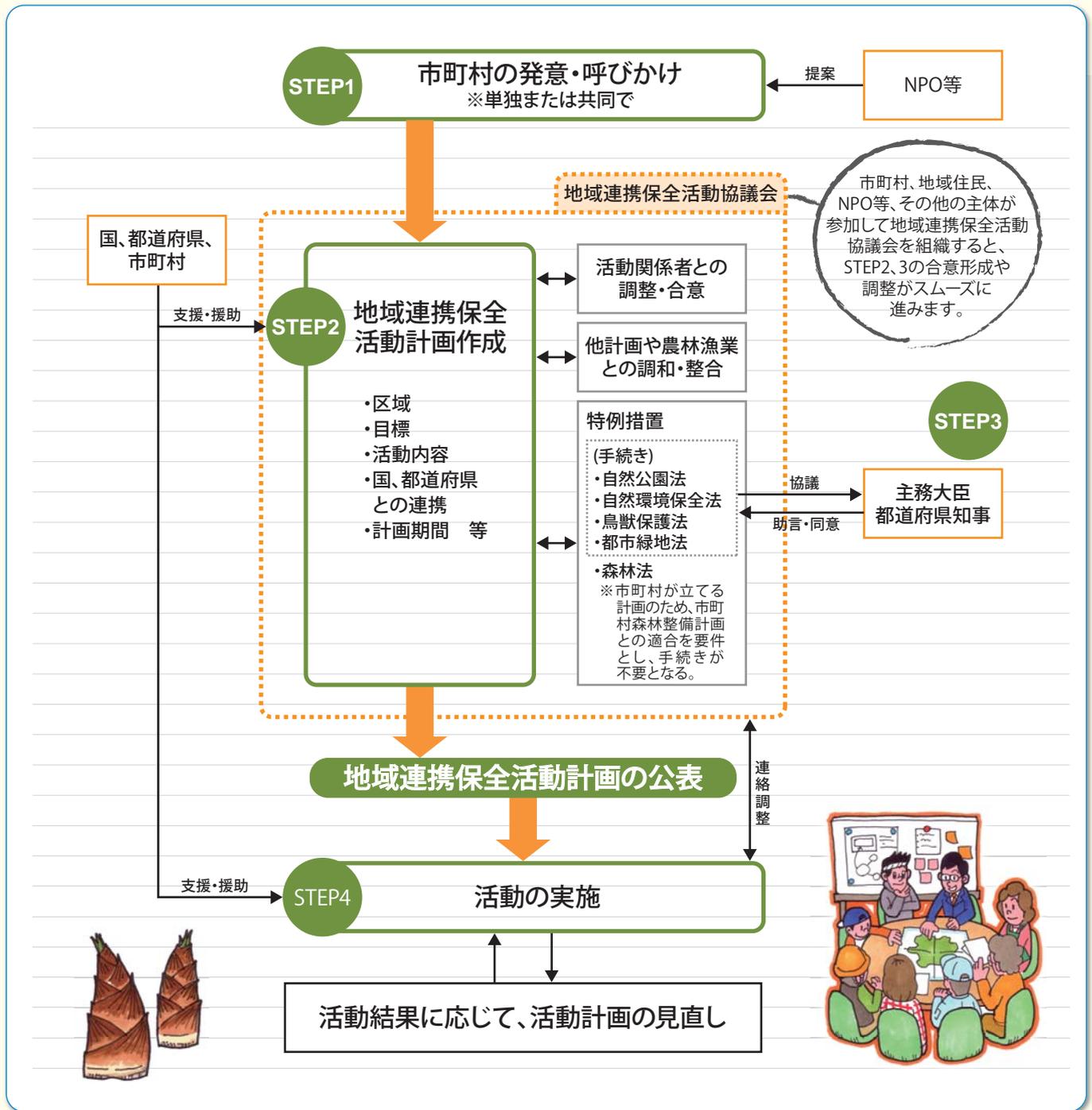
連携している主体

地域住民、企業、大学、市



地域住民による稲刈り作業

地域連携保全活動の計画から実施までの流れ



お問い合わせ

この法律は、環境省、農林水産省、国土交通省が共同で担当しています。ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの関係機関(地方環境事務所、地方農政局、地方整備局)にお問い合わせください。

環境省 自然環境局 生物多様性主流化室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-9108 FAX:03-3591-3228

農林水産省 大臣官房 環境政策課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-6744-2017 FAX:03-3591-6640

国土交通省 総合政策局 環境政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL:03-5253-8262 FAX:03-5253-1550

生物多様性連携促進法に関する情報は、下記ウェブサイトにも掲載しております。

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/index.html>

